

公益社団法人才能教育研究会会員規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第7条に定める会員および定款第9条に規定する入会金および会費
に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 この法人の会員および会費は次のとおりとする。

1. 正会員年額会費26,400円ただし、年2回の分割払いとする。
会費は前払いとし、途中退会した場合の返金は行わない。
正会員は定款第7条第2項に定める代議員として社員になることができる。
また、次の特典が与えられる。
 - ア.本人および家族はこの法人の認定する教室に入学できる
 - イ.この法人が刊行する会報、機関誌などの増配を受ける
 - ウ.この法人が開催する演奏会、研究会、講習会に参加、出席することができる
2. 維持会員月額会費1,600円
会費は定められた方法で、指定日までに維持会員が事務局に直接納入する。
納入した会費は、途中退会した場合も返金は行わない。
維持会員には、次の特典が与えられる。
 - ア.本人および家族はこの法人の認定する教室に入学できる
 - イ.この法人が刊行する会報、機関誌などの増配を受ける
 - ウ.この法人が開催する演奏会、研究会、講習会に参加、出席することができる
3. 特別会員会費は徴収しない
4. 名誉会員推薦基準は本会に助成と功労のあった者とし、会費は徴収しない。
5. 賛助会員
 - ア.一般会員年額会費5,000円
本会の目的および事業に賛同し、支援をする個人。
 - イ.協力会員年額会費一口30,000円
本会の目的および事業に賛同し、支援をする法人。

本会員には、次の特典が与えられる。

- 1.本法人が刊行する会報、機関誌の増配
- 2.本法人主催事業への案内状送付
- 3.本法人が刊行する会報、機関誌または本会ホームページへの法人名の掲載
- 4.その他理事会が定めた事柄

(入会金)

第3条 会員の入会金は次の通りとする。

正会員 5,000円

維持会員 5,000円

賛助会員 0円

ただし、賛助会員（ア）の一般会員が、正会員または維持会員になろうとするときは、入会金が免除される。

(会費および入会金の使途)

第4条 第2条および第3条の会費および入会金は、毎事業年度における合計額の50%以内を当該事業年度の法人会計に使用することができる。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、社員総会の議決により行うものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めのない事項については、理事会の決議を経て取り扱うものとする。

附則

1. この規程は、公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

平成26年8月22日一部改正

令和2年8月24日一部改正